

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【地下水等水質検査】
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

埋立処分開始後の 地下水等水質検査 (廃掃法規則12条の7の 2 第8号の二) (最終処分省令 1条2項10号のロ) (維持管理基準省令 1条1号のロ) (測定頻度:1回/6月 測定箇所:2)	採取日		2024年9月27日		2025年1月10日	
	採取場所		処理施設 東岸付近(海域)	処理施設 南岸付近(海域)	処理施設 東岸付近(海域)	処理施設 南岸付近(海域)
	検査結果収受日		2024年11月13日		2025年3月4日	
	結果 (mg/L)	アルキル水銀	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)
		総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
		カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
		六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
		砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
		全シアン	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)
		ポリ塩化ビフェニル	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)
		トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		四塩化炭素	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
		一・二・ジクロロエタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
		一・一・一・ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		一・二・ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		一・一・一・トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		一・一・二・トリクロロエタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
		一・三・ジクロロプロペン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
		チウラム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
		シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
		チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
		ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		一・四・ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
		クロロエチレン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ダイオキシン (pg-TEQ/l) (※)		0.028	0.029	-	-	

(※)ダイオキシンについて、1年に1回の測定を実施する(維持管理基準省令 一条一号ロに基づく)。